

第12回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

1. 財産及び損益の状況
2. 主要な事業内容
3. 主要な営業所
4. 従業員の状況
5. 主要な借入先の状況
6. その他企業集団の現況に関する重要な事項
7. 新株予約権等に関する事項
8. 会計監査人の状況
9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
10. 剰余金の配当等に関する決定方針

連結計算書類

11. 連結持分変動計算書
12. 連結注記表

計算書類

13. 貸借対照表
14. 損益計算書
15. 株主資本等変動計算書
16. 個別注記表

監査報告

17. 連結計算書類に係る会計監査報告
18. 計算書類に係る会計監査報告
19. 監査委員会の監査報告

株式会社メルカリ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

事業報告

1. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

	第11期 (2023年6月期)	第12期 (2024年6月期)
売上収益 (百万円)	171,967	187,407
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	13,113	13,461
基本的1株当たり当期利益 (円)	81.28	82.48
資産合計 (百万円)	418,349	501,773
資本金合計 (百万円)	55,659	72,145
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	340.67	438.33

(注) 当社は第12期から国際会計基準を適用しております。また、第11期については、ご参考までに国際会計基準に組替えた数値も記載しております。

日本基準

	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)
売上高 (百万円)	106,115	147,049	172,064
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	4,975	△3,896	17,449
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	5,720	△7,569	13,070
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	36.43	△47.34	81.01
総資産 (百万円)	262,529	339,862	415,292
純資産 (百万円)	40,013	37,998	55,228
1株当たり純資産額 (円)	247.52	228.57	329.80

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)	第12期 (2024年6月期)
売上高 (百万円)	75,152	86,107	101,671	107,891
経常利益 (百万円)	15,426	13,221	27,203	22,639
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	7,926	△4,965	7,274	9,775
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	50.48	△31.05	45.09	59.89
総資産 (百万円)	119,376	137,359	160,680	166,185
純資産 (百万円)	45,760	45,152	55,596	68,186
1株当たり純資産額 (円)	286.39	275.01	335.48	410.29

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

① ミッション

当社は、「インターネットの力で個人と個人をつなぐことで、限りある資源を大切にすることができ、世界中の人々が豊かに暮らせる社会をつくりたい」という想いから創業し、テクノロジーを活用した先進的なプロダクト開発や規律を持った大胆な投資によって成長を続けて参りました。当社の提供するサービスを通じて「人の可能性を広げること」への想いを込めたグループミッション「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」の達成に向け、グループ一丸となり邁進しています。AI / LLMやブロックチェーンを含む先進技術を活用することで、モノの取引だけでなくスキルやデジタルアセットの取引など新たなユーザ体験を提供していくことを目指し、有形・無形に限らずあらゆる価値が循環するエコシステムを創ることを通じて、「人」の可能性を広げる存在でありたいと考えています。

② サービス概要

当社が運営する「メルカリ」は個人間取引 (CtoC) のためのマーケットプレイスであり、誰でも簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明であるなどの課題があり、また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンやWebから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者ともに個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな商品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。新規会員登録時に出品者の本人情報 (住所/氏名/生年月日) の登録を必須化することで不正を抑止し、AIを活用した利用規約違反取引の自動検知に力を入れるなど、安心してご利用いただける環境づくりにも努めております。

③ 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社であるMercari, Inc.、株式会社メルペイ、株式会社メルコイン、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー、インド開発拠点等で構成されております (2024年6月30日時点)。鹿島アントラーズを除く国内事業をJapan Regionとし、また、Japan Regionにおいては、MarketplaceとFintechの2つのドメインに基づき事業の説明を行っております。



Marketplaceでは、創業来取り組んでいる個人間取引 (CtoC) のためのマーケットプレイスであるフリマアプリ「メルカリ」を運営しております。2019年には日本で出品された商品を海外から購入可能な越境取引を開始し、2021年10月より開始したBtoCマーケットプレイスである「メルカリShops」も運営しております。誰もが簡単・手軽にモノを売買できるというユニークなユーザ体験を提供し、2024年6月期のGMV (取引流通総額) は1兆727億円、MAUは2,200万人を超えるまでに拡大しております。加えて、2024年3月には「メルカリ ハロ」の提供を開始しました。開始3か月弱で登録ユーザ数は500万人を突破し、パートナー拠点数は全国5万店舗に達するなど、順調なスタートとなりました。

Fintechでは、スマホ決済サービス「メルペイ」を運営しています。当社グループの保有する高い技術力と「メルカリ」独自の顧客・情報基盤を活用し、Creditサービスを中心に新たな信用の創造に伴う事業の拡大に努めております。2022年11月に提供を開始した「メルカリ」の利用履歴に基づくAI与信を生かしたクレジットカード「メルカード」は、350万枚を突破するなど順調に拡大し、グループシナジーの創出が順調に進捗しています。また、2023年3月に開始したビットコイン取引サービスにおける直近1年の暗号資産口座の開設数が業界No.1（注）となるなど、各々のサービスが大きく成長しました。

メルカリUSでは、「the easiest and safest selling app」として、誰もがより簡単で安全にさまざまなモノが売れるマーケットプレイス「Mercari」を運営しています。米国の主要マーケットプレイスで初めて出品手数料を無料化し、購入者が手数料を負担するモデルに変更するなど、将来成長に向けて大胆な挑戦を行いましたが、想定以上のインフレの長期化をはじめとする外部環境の影響により、成長率は鈍化傾向が継続しております。このような状況を踏まえ、マーケティング費用の見直し、及び人件費を含めた固定費の見直しを実施したことで、セグメント損失は大きく改善いたしました。

（注）一般社団法人日本暗号資産取引業協会による最新の暗号資産取引月次データによると、直近1年（2023年3月末～2024年3月末時点）の新規口座開設数は約310万口座。同期間における当社の暗号資産口座開設数は約191万口座で、全体の過半数となる61.5%を占める。

3. 主要な営業所（2024年6月30日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 国内子会社

会社名	所在地
株式会社メルペイ（本社）	東京都港区
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（本社）	茨城県鹿嶋市
株式会社メルコイン（本社）	東京都港区

③ 在外子会社

会社名	所在地
Mercari, Inc.（本社）	米国カリフォルニア州パロアルト市
Mercari Software Technologies India Private Limited（本社）	インド共和国ベンガルール市

4. 従業員の状況（2024年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,080（401）名	21名減（52名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,417（252）名	102名増（19名減）	36.0歳	3.5年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

5. 主要な借入先の状況（2024年6月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	10,000

（注）上記以外に債権流動化による資金調達額112,278百万円があります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2024年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	115個	普通株式 1,150株	無償	332円	2018年9月1日 ~2026年8月30日
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	250個	普通株式 2,500株	無償	353円	2019年2月25日 ~2027年2月23日
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	73,561個	普通株式 735,610株	無償	353円	2019年6月24日 ~2027年2月23日
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	41,900個	普通株式 41,900株	無償	3,000円	2019年11月30日 ~2027年11月28日
第39回新株予約権 (2018年3月13日)	9,500個	普通株式 9,500株	無償	3,000円	2020年3月14日 ~2028年3月12日
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	204,861個	普通株式 204,861株	無償	1円	2023年9月25日 ~2030年9月24日
第41回新株予約権 (2020年10月12日)	33,676個	普通株式 33,676株	無償	1円	2022年6月1日 ~2025年12月31日
第45回新株予約権 (2021年9月30日)	844個	普通株式 844株	無償	1円	2022年3月1日 ~2024年9月30日
第46回新株予約権 (2021年9月30日)	895個	普通株式 895株	無償	1円	2022年3月1日 ~2024年9月30日
第48回新株予約権 (2022年3月31日)	3,614個	普通株式 3,614株	無償	1円	2022年9月1日 ~2025年3月31日
第49回新株予約権 (2022年3月31日)	1,178個	普通株式 1,178株	無償	1円	2022年9月1日 ~2025年3月31日
第52回新株予約権 (2022年9月30日)	7,697個	普通株式 7,697株	無償	1円	2023年3月1日 ~2025年9月30日
第53回新株予約権 (2022年9月30日)	9,764個	普通株式 9,764株	無償	1円	2023年3月1日 ~2025年9月30日
第54回新株予約権 (2022年9月30日)	14,661個	普通株式 14,661株	無償	1円	2023年3月1日 ~2025年9月30日
第56回新株予約権 (2023年4月30日)	142,502個	普通株式 142,502株	無償	1円	2023年9月1日 ~2026年3月31日
第57回新株予約権 (2023年4月30日)	10,061個	普通株式 10,061株	無償	1円	2023年9月1日 ~2026年3月31日
第58回新株予約権 (2023年7月31日)	3,119個	普通株式 3,119株	無償	1円	2023年12月1日 ~2026年6月30日
第59回新株予約権 (2023年7月31日)	29,787個	普通株式 29,787株	無償	1円	2023年12月1日 ~2026年6月30日
第60回新株予約権 (2023年7月31日)	9,337個	普通株式 9,337株	無償	1円	2023年12月1日 ~2027年6月30日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第61回新株予約権 (2023年10月31日)	3,588個	普通株式 3,588株	無償	1円	2024年9月1日 ~2024年12月31日
第62回新株予約権 (2023年10月31日)	45,602個	普通株式 45,602株	無償	1円	2024年3月1日 ~2026年9月30日
第63回新株予約権 (2024年1月31日)	11,803個	普通株式 11,803株	無償	1円	2024年6月1日 ~2026年12月31日
第64回新株予約権 (2024年4月30日)	87,356個	普通株式 87,356株	無償	1円	2024年9月1日 ~2027年3月31日
合計	745,671個	普通株式 1,411,005株	-	-	-

(2) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年6月30日現在)

① 取締役 (社外取締役を除く。) 及び執行役の新株予約権の保有状況

名称 (発行日)	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	71,617個	普通株式 716,170株
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	2名	204,861個	普通株式 204,861株
第41回新株予約権 (2020年10月12日)	2名	33,676個	普通株式 33,676株
第45回新株予約権 (2021年9月30日)	1名	457個	普通株式 457株
第46回新株予約権 (2021年9月30日)	1名	895個	普通株式 895株
第52回新株予約権 (2022年9月30日)	1名	4,344個	普通株式 4,344株
第53回新株予約権 (2022年9月30日)	1名	3,325個	普通株式 3,325株
第54回新株予約権 (2022年9月30日)	2名	8,145個	普通株式 8,145株
第59回新株予約権 (2023年7月31日)	1名	4,731個	普通株式 4,731株
第60回新株予約権 (2023年7月31日)	1名	9,337個	普通株式 9,337株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第34回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第40回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

$$\text{時価総額} = (\text{当社の発行済普通株式総数} (\ast) - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数} (\ast)) \times \text{東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値}$$
 (※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。
 - (2) 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。）当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする（但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。）。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ③に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ② 権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ③ 権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 第41回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ②に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年6月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2022年12月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ③ 2023年6月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ④ 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑤ 2024年6月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑥ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑦ 2025年6月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
5. 第45回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用者
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - ⑥ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 第46回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
7. 第52回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - ⑥ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
8. 第53回及び第54回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
9. 第59回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。

- 但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ② 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ③ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑥ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
10. 第60回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑧に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ② 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ③ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ④ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑤ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑥ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑦ 2026年12月1日から2026年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑧ 2027年6月1日から2027年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
11. 取締役及び執行役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものを含みます。

② 社外取締役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株
第61回新株予約権 (2023年10月31日)	6名	3,588個	普通株式 3,588株

- (注) 1. 第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
2. 第61回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利者が新株予約権の割当日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
3. 社外取締役1名が保有している新株予約権は、指名委員会等設置会社へ移行前の監査役時に付与されたものです。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人（当社役員を除く。）に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	交付対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第58回新株予約権 (2023年7月31日)	1名	6,237個	普通株式 6,237株
第59回新株予約権 (2023年7月31日)	19名	70,053個	普通株式 70,053株
第60回新株予約権 (2023年7月31日)	1名	12,449個	普通株式 12,449株
第62回新株予約権 (2023年10月31日)	49名	58,410個	普通株式 58,410株
第63回新株予約権 (2024年1月31日)	3名	15,736個	普通株式 15,736株
第64回新株予約権 (2024年4月30日)	49名	87,356個	普通株式 87,356株

(注) 1. 第58回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
- ② 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
- ③ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- ⑥ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
2. 第59回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ② 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ③ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑥ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないこと

- を条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
3. 第60回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑧に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ② 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ③ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ④ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑤ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑥ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑦ 2026年12月1日から2026年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- ⑧ 2027年6月1日から2027年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 第62回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ② 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ③ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2026年3月1日から2026年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑥ 2026年9月1日から2026年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
5. 第63回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2024年6月1日から2024年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
- ② 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
- ③ 2025年6月1日から2025年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2025年12月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2026年6月1日から2026年6月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- ⑥ 2026年12月1日から2026年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないこと

- を条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 第64回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- ① 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ② 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ③ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ④ 2026年3月1日から2026年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑤ 2026年9月1日から2026年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- ⑥ 2027年3月1日から2027年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年6月28日開催の取締役会において発行決議した新株予約権付社債は、2021年7月14日（ロンドン時間）に払込みが完了しており、2024年6月30日時点の状況は次のとおりであります。

銘柄	新株予約権付社債の残高	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額
2026年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2026年6月30日まで	9,346円
2028年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2028年6月30日まで	9,346円

8. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Mercari, Inc.はErnst & Young LLP、Mercari Software Technologies India Private LimitedはS.R. Batliboi & Associates LLPの監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に各種アドバイザリー業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2023年9月28日付で指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社では、コンプライアンス基本方針のもと、執行役及び使用人がコンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - b. 当社は、職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立するとともに、必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - c. 当社は、内部通報制度として、社内外の通報・相談窓口につながるホットラインを設置して周知するとともに、これを適正に運用する。
 - d. 当社は、執行役及び使用人の法令違反に対しては、就業規則及び執行役規程等に基づき厳正に対処する。
 - e. 当社は、個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
 - f. 当社は、適正な財務報告を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用することにより、財務報告における記載内容の適正性及び信頼性を確保する。
 - g. 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを明文化して社内に周知するとともに、適正に対応する。
 - h. 内部監査部門は、業務執行の状況を監査し、その結果を代表執行役、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - i. 監査委員会は、法令が定める権限を行使し、執行役の職務の執行を監査する。
- ② 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、法令及び定款並びに取締役会規程等に定める重要な事項を審議、決定するとともに、執行役の職務の執行を監督する。
 - b. 執行役は、全執行役が出席する執行役会を定期的に開催し、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - c. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- ③ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 当社は、文書管理規程等に基づき、重要な会議体の議事録等、執行役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）を適切に保存、管理する。
 - b. 当社は、情報セキュリティ基本方針のもと、情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報資産の保護・管理を行う。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、リスク管理基本方針のもと、リスク管理規程に基づき、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - b. 当社は、リスク管理部門を設置し、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスク管理体制を整備するとともに運用を強化する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。
 - a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。
 - b. 前項の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - c. 子会社における業務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - d. 内部監査部門は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、その結果を代表執行役、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計監査人とも共有する。

- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会は、監査委員会の職務を補助する使用人（以下、「監査委員会補助者」という。）を置くことができる。
 - 監査委員会補助者は、監査委員会の指揮命令に服し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査委員会運営に関する事務を行うほか、監査委員会監査に必要な情報を収集する。
 - 監査委員会補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査委員会の事前の同意を必要とする。
 - 当社は、監査委員会補助者に職務遂行上必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。
- ⑦ 監査委員会への報告に関する体制
- 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制
 - 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査委員会又は監査委員に報告する。
 - 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、監査委員会又は監査委員の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - 子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制
 - 子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会又は監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - 子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査委員会又は監査委員に報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査委員会又は監査委員に前項の報告をした者に対しては、当該報告・通報をしたことを理由とするいかなる不利益な取扱いも禁止するとともに、グループ各社においてもこれを徹底させる。
 - 前項の報告をした者に対しては、人事評価及び懲戒等において、当該報告・通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査委員会に依頼することができる。
- ⑨ 監査委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理等に係る方針に関する事項
- 当社は、監査委員の職務の執行に必要な費用を負担する。当該費用は、監査委員会が必要に応じて任用する外部弁護士、公認会計士、コンサルタント等の外部専門家の費用も含むものとする。
- ⑩ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査委員会又は監査委員は、定期的に代表執行役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
 - 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士及びその他の専門家の助力を得ることができる。
 - 監査委員会は、内部監査部門に対して監査に関する指示を行うとともに、内部監査部門から職務の執行状況及び発見事項等について継続的に報告を受ける。
 - 内部監査部門の責任者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。当事業年度において実施した主な取り組みは、以下のとおりであります。

① 職務執行に関する適正性の確保

当社グループの取締役、執行役、執行役員及び従業員に対しては、当社のミッション、バリュー、倫理規程及びコンプライアンスポリシー等の周知等により、社会の構成員としての自覚をもち社会の要請にこたえ、倫理にもとることのなく責任のある行動をとるように図っております。また、当社は、企業活動に関係する法令、条例、通達及び社内規程等につき、定期的なe-Learning等の研修を実施し、その趣旨、目的を理解し、これを遵守するよう求めています。

② 内部監査

内部監査は、監査委員会の直轄組織である内部監査室が行っております。内部監査室は、監査委員会の承認を得た内部監査計画に基づき監査を行っており、監査結果は、代表執行役、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計監査人とも共有しております。

③ 監査委員会

監査委員会は、監査委員会において定めた監査委員会監査基準、内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準及び監査計画に基づき監査を実施するとともに、代表執行役との定期的な会合を持つこと等で、適時的確な情報の把握及び監査機能の強化を図っています。また、会計監査人や内部監査室と緊密に連携し、監査、内部監査の状況の確認及び意見交換を定期的に行っております。

10. 剰余金の配当等に関する決定方針

現在、当社グループは成長過程にあるため、事業の拡大と効率化に伴う中長期的な企業価値の向上が株主のみなさまに対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当面は、成長投資と内部留保による財務基盤の強化を優先し、現時点において配当の予定はありません。

連結計算書類

11. 連結持分変動計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2023年7月1日残高	45,596	49,706	△42,777	△0	2,272	694
当期利益			13,461			
その他の包括利益						614
当期包括利益	—	—	13,461	—	—	614
株式の発行	1,752	△346			△1,178	
自己株式の取得				△0		
株式報酬取引		832			520	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			190			
所有者との取引額等合計	1,752	485	190	△0	△658	—
2024年6月30日残高	47,349	50,192	△29,125	△0	1,613	1,308

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社所有者に帰属する持分合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	合計			
2023年7月1日残高	159	△305	2,821	55,346	313	55,659
当期利益				13,461	△6	13,455
その他の包括利益	371	463	1,449	1,449	1	1,451
当期包括利益	371	463	1,449	14,911	△4	14,906
株式の発行			△1,178	226		226
自己株式の取得				△0		△0
株式報酬取引			520	1,352		1,352
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△190	△190	—		—
所有者との取引額等合計	—	△190	△848	1,579	—	1,579
2024年6月30日残高	531	△32	3,422	71,836	308	72,145

12. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、当連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社メルペイ

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

株式会社メルコイン

Mercari Software Technologies India Private Limited

株式会社ソウゾウは、株式会社メルカリに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。

当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配喪失日までの間、当社グループの連結計算書類に含まれておりません。

子会社が適用する会計方針が当社の適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該連結子会社の財務諸表を調整しております。

子会社の決算日が、当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

② 連結上消去される取引

連結グループ内の債権債務残高及び取引、並びに連結グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。企業結合に関連して発生する取引関連費用は、発生時に純損益に認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、原則として取得日の公正価値で測定しております。

取得対価が被取得企業における識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益に計上しております。

企業結合が生じた連結会計年度の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、会計処理が完了していない項目について暫定的な金額で計上しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正します。測定期間は取得日から1年を超えることはありません。

非支配持分の追加取得については、資本取引として処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。取得原価で測定される非貨幣性資産及び負債は、換算を行っておりません。

外貨建取引の決済及び換算によって生じる換算差額は、純損益に認識しております。ただし、非貨幣性資産及び負債の評価替えに係る利益又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、為替差額もその他の包括利益に認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整表を含め、連結決算日の為替レートで表示通貨に換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、月次の平均レートで表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び、支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、換算差額は処分損益の一部として純損益で認識しております。

(4) 金融商品

① デリバティブを除く金融資産

(i) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権は発生日に認識しており、その他の金融資産は金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定し、実効金利法による償却額は当期の

純損益に認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したもののについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益として認識した累積損益を利益剰余金に振り替え、純損益では認識しておりません。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。なお、当該金融資産に分類される資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当該貸倒引当金の繰入額は純損益に認識しております。また、それ以降の期間において貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益に認識しております。

当社グループは、期末日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を期末日後12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を当該金融商品の予想残存期間の全期間にわたる予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権及び契約資産については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報等を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、過去の回収実績、将来の回収可能価額、その他合理的に入手可能な将来予測情報等に基づき見積もっております。

金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

② デリバティブを除く金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、発行した負債証券をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

金融負債は、「償却原価で測定する金融負債」と「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

金融負債のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されないものについて、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定し、実効金利法による償却額は当期の純損益に認識しております。当該金融負債の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

上記に分類されない金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、その変動を当期の純損益に認識しております。当該金融負債の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、連結財政状態計算書に純額で表示しております。

④ 複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値で測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該金融商品全体の公正価値から負債の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引コストは負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後の再測定は行っておりません。

負債部分に関する利息は、金融費用として純損益で認識しております。転換時には、負債部分は資本に振り替え、利得及び損失は認識しておりません。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、その他の資本の構成要素に含めております。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了もしくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止し、その他の包括利益として認識した金額をその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

また、当社の連結子会社である株式会社メルコインが暗号資産交換業者として行う、暗号資産の売買取引については、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)を適用したうえで、デリバティブとして会計処理を行っております。IFRS第9号の適用の判断については、「(18) その他連結計算書類の作成のための基本

となる重要な事項①「暗号資産交換業における暗号資産売買取引について」に記載しております。

⑥ 金融商品の公正価値

活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表市場価格等によって測定しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して測定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 有形固定資産（使用権資産を除く）

① 認識及び測定

有形固定資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、並びに解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

② 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物（建物附属設備を含む） 2年～38年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

商標権のうち事業期間が確定していないものは、事業が継続する限り基本的に存続するため、将来の経済的便益が期待される期間について予見可能な限度が無いと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類しております。

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に当該契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実態に照らし、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約がリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

借手としてのリースは、単一モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識しております。

リース開始日において、リース負債はリース期間における未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定を行っております。

使用権資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に見込まれる場合を除き、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却を行っております。リース料の支払額は、実効金利法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分し、金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース期間は、解約不能なリース期間に、リース契約を延長又は解約するオプションの対象期間を加えた期間と

しております。当該オプションの対象期間は、当社グループが延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合にのみ、解約不能期間に加えております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用権資産の見積耐用年数又はリース期間は1年から31年です。

見積耐用年数又はリース期間は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) 非金融資産の減損

繰延税金資産等を除く当社グループの非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っております。耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損の判定は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループごとに実施しており、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、当該差額を減損損失として純損益に認識しております。

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出しており、個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の単位を資金生成単位とし、当該資金生成単位に含めて減損テストを行っております。

過去に認識した減損は、期末日ごとに減損の戻入の兆候の有無を評価し、減損の戻入の兆候が存在する場合は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が帳簿価額を超える場合は、回収可能価額まで戻入を行っております。また、減損損失の戻入は、過年度に減損損失を認識しなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。

(10) 従業員給付

短期従業員給付は、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計年度中に従業員が勤務を提供した場合に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

当社の一部子会社は、従業員の退職後給付制度として確定拠出制度を有しております。確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した時点で費用として認識しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的義務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金として認識する金額は、当該債務に係るリスクや不確実性を考慮した最善の見積りであり、貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は当該債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値で測定しております。

引当金の内容は資産除去債務であり、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役、執行役及び一部の従業員に対する株式報酬制度として、持分決済型の株式報酬制度及び現金決済型の株式報酬制度を導入しております。

① 持分決済型の株式報酬制度

ストック・オプション制度及び譲渡制限株式ユニット（RSU）を採用しており、権利付与日における公正価値で測定しております。権利付与日に算定した公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数及びユニット数の見積りを考慮した上で、権利付与日から権利確定日までの期間にわたって費用として純損益に認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

② 現金決済型の株式報酬制度

株価連動型賞与プログラム及びファントム・ストック制度を採用しており、支払額の公正価値を負債として認識し、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値の変動を純損益として認識しております。

(13) 収益

当社グループは、他の基準で定めのあるものを除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準等は以下のとおりであります。

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた取引手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、海外では物品を配送する履行義務、国内では物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じた配送料総額又は配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。

Fintechでは、主に決済サービス、与信サービスを顧客に提供しています。決済サービスに関する主な収益は、メルペイユーザと加盟店間の決済手段を提供したことに対する対価として受領しており、決済が確定した時点でその義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。与信サービスに関する主な収益は、メルペイユーザに立替払いサービスの支払方式として定額払いを提供した対価として受領、もしくはメルペイユーザへ個人借入サービスを提供した対価として受領しており、金利の性質を有しています。

決済サービスでは、加盟店獲得代行契約に基づき加盟店契約獲得時の手数料として支払うコスト、及び、加盟店契約を締結するにあたり決済システムに接続するための初期費用やシステム改修費用を補填する目的で支払われる加盟店に対するの支援金が、契約に関連して発生するコストであることを鑑み、これらの支払対価からなる契約獲得コストを資産として認識するとともに、5年で償却しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループでは、フリマアプリのサービスである「メルカリ」及び「Mercari」、及びスマホ決済サービス「メルペイ」のユーザ数拡大、取引の活性化等を目的としたキャンペーンを通じて、アプリユーザにポイント付与を行っております。ユーザは、当該ポイントを使って、フリマアプリのサービスの出品者から商品を購入したり、外部加盟店での決済に利用することが可能です。当該ポイント付与のうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益の取引価格から控除しております。それ以外のポイント付与は、将来使用されると見込まれる額を販売費及び一般管理費に計上しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定

にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、期末日までに制定され又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

② 繰延税金

繰延税金資産及び負債は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。繰延税金資産は将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを回収できる将来課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異に対して認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の一部又は全額の税務便益を実現できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。過去の未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得によって繰延税金資産の税務便益を実現できる可能性が高くなった範囲で未認識であった繰延税金資産を認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合でなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引における資産又は負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消される可能性が低い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定され又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、繰延税金資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率に従って測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

なお、当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(16) 資本

① 資本金及び資本剰余金

普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。また、株式発行費用は発行価額から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合、その取得価額を資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却時の対価の差額を資本剰余金として認識し、利得又は損失を認識しておりません。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する損益をその期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(18) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 暗号資産交換業における暗号資産売買取引について

当社の連結子会社である株式会社メルコインは、暗号資産交換業者として、利用者からの指示に基づき暗号資産の売買を行っております。また、株式会社メルコインは、利用者からの暗号資産売買の指示に応じるため、国内外の複数の暗号資産取引所等との間で暗号資産の売買取引を行っております（以下、「カバー取引」という）。

IFRS第9号第2.4項では、現金もしくは他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約について、あたかも当該契約が金融商品であるかのようにIFRS第9号を適用しなければならないとされております。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目を授受する目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は、「自己使用の例外」として当該扱いから除くこととされております。

株式会社メルコインが現金を対価として売買を行う暗号資産はIAS第32号第11項に定義される現金、他の企業の資本性金融商品等の金融資産に該当しないことから非金融商品に該当します。また、利用者からの指示に基づく暗号資産売買を通じて一定のスプレッドを獲得する株式会社メルコインの事業活動はIFRS第9号第2.6項(c)に相当するものであり、上記の「自己使用の例外」に該当するものではないと判断しております。このため、株

株式会社メルコインは利用者との暗号資産売買取引及びカバー取引について、IFRS第9号を適用した会計処理を行っております。

② 株式会社メルコインが利用者から預託を受ける暗号資産について

当社の連結子会社である株式会社メルコインは、「資金決済に関する法律」に基づく暗号資産交換業者として、暗号資産取引等の事業を展開しております。一方、IFRSにおいては暗号資産の取引等に係る明確な基準が存在しないことから、当社グループは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づき、「財務報告に関する概念フレームワーク」及び類似の事項を扱う基準を参照し、株式会社メルコインの暗号資産交換業者として保有する暗号資産に係る会計方針を決定しております。

株式会社メルコインの保有する暗号資産の大半は、暗号資産交換業者として利用者から預託を受けた暗号資産であり、下記の事項を総合的に勘案した結果、当社は当該暗号資産に対する支配を有していないと判断しております。このため、これらの暗号資産については連結財政状態計算書上、資産として認識しておらず、対応する負債についても認識していません。

- (i) 我が国の法令等では、所有権の概念には暗号資産は直接的には含まれておりません。一方、暗号資産には「資金決済に関する法律」において財産的価値が定められており、「利用者財産」として暗号資産交換業者が自己の計算で保有する暗号資産とは分別して管理することが求められております。また、「資金決済に関する法律」では暗号資産交換業者の破産時における、利用者から預託を受けた暗号資産の利用者に対する優先弁済権を定めております。
- (ii) 株式会社メルコインは、利用者から預託を受けた暗号資産について、自己の計算で保有する暗号資産とは明確に分別した上で、利用者ごとの残高を管理しております。また、株式会社メルコインは利用者から預託を受けた暗号資産を利用者用コールドウォレットにおいて保管しており、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵についても、適切に管理しております。
- (iii) 株式会社メルコインは、暗号資産取引利用規約に基づき、利用者からの注文に従い暗号資産の移転を実施しますが、利用者の許可なく預託を受けた暗号資産の売却等を行うことは出来ません。

なお、利用者から預託を受けた暗号資産に係る経済的便益は利用者に帰属しており、「資金決済に関する法律」の定める分別管理義務を当社が適切に履行している状況下において、当社グループは当該暗号資産の公正価値の重要な変動リスクに晒されていません。

また、株式会社メルコインは、「資金決済に関する法律」、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」、自社の利用規約等に基づき、分別管理義務を含む複数の履行すべき義務を負っております。特に、ハッキング等の重大なインシデントの発生により暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい等が発生し、利用者から預託された暗号資産が外部に流出した場合は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。一方、当連結会計年度末時点において、当社は「資金決済に関する法律」が暗号資産交換業者に対して求める分別管理義務等を適切に順守し、利用者から預託を受けた暗号資産を利用者用コールドウォレットにおいて適切に管理しております。また、株式会社メルコインでは過去においてハッキング等の重大なインシデントの発生実績はありません。このため、当該リスクの発生に伴う債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性は当連結会計年度末時点において高くなく、当該リスクに係る負債は認識していません。

なお、連結財政状態計算書に計上されていない利用者から預託を受けた暗号資産の当連結会計年度末の残高は13,191百万円であります。これらの金額は、主要な暗号資産取引所における各期末日時点の取引価格に基づいて算定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 貸倒引当金

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、貸倒引当金10,860百万円（「営業債権及びその他の債権」から直接控除して表示しています）が計上されています。当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失は、契約に従って受け取る契約上の将来キャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値について認識しております。将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、過去の期日経過情報等に基づく債務不履行の可能性、発生損失額に関する過去の傾向、合理的に予想される将来の事象等を考慮しております。当該判断及び仮定は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済状況等の変化により債務者の信用リスクが変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において償却原価で測定する金融資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、繰延税金資産8,350百万円が計上されています。繰延税金資産は、将来減算一時差異や繰越欠損金に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲において認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。なお、当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮し、回収可能性を判断しております。

課税所得の見積額は将来の事業計画に基づき算定され、経営者による外部環境を考慮した判断及び仮定を前提としております。なお、将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る繰延税金資産は、主として連結子会社である株式会社メルペイにおいて認識しております。同社の事業計画における主要な仮定は、売上高及び営業利益の基礎となる決済取扱高等の成長率であり、過去の実績及び中期経営方針並びに足元のマーケット環境を踏まえて、策定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金について、将来の課税所得により回収できる可能性が高い範囲内で認識していますが、将来の課税所得の仮定の変動に伴い、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が変動する可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	10,860百万円
--------------	-----------

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	1,642百万円
使用権資産	2,483百万円

(注) なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

3. 債権流動化

債権を流動化したことにより調達した資金のうち、金融取引として会計処理したものについては、短期借入金64,788百万円、長期借入金47,490百万円で、当該債権流動化による資金調達の裏付けとして信託抛出した債権は、営業債権及びその他の債権163,196百万円です。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	163,889,610株
------	--------------

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	818,506株
------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得ることを目的とした取引は行わない方針としております。

(2) 信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権について、ユーザ及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

デリバティブ取引の利用及び資金運用を目的とした預金の設定にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、有価証券の購入にあたっては、有価証券の発行体の経営の健全性に十分留意し取引を行っております。

上記リスク管理手続により信用リスクの未然防止又は低減を図っており、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する担保及びその他の信用補完を考慮に入れない信用リスクに対する最大エクスポージャーを表しております。

(3) 流動性リスク管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金管理部門が定期的に資金計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

また、当社グループは、運転資金につきましては、内部資金、金融機関からの借入、社債又は債権流動化等により調達することとしております。

(4) 金利リスク管理

当社グループの主な有利子負債は借入金であり、変動金利により調達されておりますが、有利子負債と同水準の現金及び現金同等物を維持しております。現状において金利支払が当社グループに与える影響は軽微です。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 償却原価で測定される金融商品

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融資産		
営業債権及びその他の債権（注1）	195,437	217,111
敷金	1,154	1,142
金融負債		
社債及び借入金（注2）	150,645	145,205

（注1） 営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

（注2） 1年以内に返済予定の長期借入金26,382百万円を含んでおります。

現金及び現金同等物、預け金、短期借入金、未払法人所得税等並びに預り金（出品者が「メルカリ」で商品を売却後に一時的に預かっている売上金、銀行口座から「メルペイ」にチャージされて預かっているお金、及び「メルペイ」を利用した加盟店決済において一時的に預かっている加盟店の売上金）は、現金であること、及び短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

営業債権及びその他の債権の公正価値については、営業債権及びその他の債権に含まれる定額払い債権（元金に対して、定額払い手数料が発生する債権）は、ユーザごとに区分した回収予定額に基づく将来キャッシュ・フローを無リスク利率により割り引いた現在価値によって測定しており、信用リスクは将来キャッシュ・フローで考慮しております。当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の公正価値に分類しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、公正価値は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって公正価値としております。

営業債権及びその他の債権に含まれる貸付金の公正価値は、ユーザごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び無リスク利率により割り引いた現在価値によっており、信用リスクはキャッシュ・フローで考慮しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、公正価値は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって公正価値としております。

また、営業債権及びその他の債権のうち短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間で決済されるユーザからの預り金を保全する金融資産であるため、公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

転換社債型新株予約権付社債は、連結財政状態計算書上、社債及び借入金に含めて表示しております。

転換社債型新株予約権付社債の公正価値は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2に分類しております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。

リース負債については、IFRS第7号「金融商品：開示」において公正価値の開示を要求されていないことから、記載を省略しております。

その他、営業債権及びその他の債権、敷金（その他の金融資産）、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金以外の償却原価で測定する金融商品の公正価値は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(2) 公正価値で測定される金融商品

金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期末時点で発生したものとして認識しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1からレベル3の間における振替はありません。

	公正価値（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ取引	—	713	—	713
その他	—	—	26	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式等	—	—	1,991	1,991
合計	—	713	2,018	2,731

株式等（その他の金融資産）は、活発な市場における公表価格が入手できないため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法又はその他適切な評価技法を用いて算定しており、公正価値はレベル3に分類しています。

デリバティブ取引（その他の金融資産）は、為替予約であり、取引金融機関等から提示された公正価値を用いており、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主要なサービス	国内	海外	合計
Marketplace	107,271	43,653	150,924
Fintech	30,837	－	30,837
その他	5,645	－	5,645
合計	143,754	43,653	187,407
顧客との契約から生じる収益			168,281
その他の源泉から生じる収益 (注1)			19,126

(注1) その他の源泉から生じた収益は、主にIFRS第9号に基づく利息収益です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項」〔(13) 収益〕に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,794	7,352
契約負債	2,291	2,582

連結財政状態計算書上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,291百万円であります。

なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から生じたものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 438円33銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 82円48銭 |
| 3. 希薄化後1株当たり当期利益 | 79円01銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

13. 貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	120,894
現金及び預金	96,345
売掛金	8,885
原材料及び貯蔵品	2
前払費用	1,906
未収入金	9,336
短期貸付金	3,200
その他	1,217
固定資産	45,291
有形固定資産	434
建物	81
工具、器具及び備品	353
無形固定資産	39
ソフトウェア	39
投資その他の資産	44,817
投資有価証券	1,543
関係会社株式	25,015
関係会社長期貸付金	15,000
繰延税金資産	2,315
その他	943
資産合計	166,185

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,348
1年内返済予定の長期借入金	880
未払金	12,677
未払費用	1,000
未払法人税等	1,429
預り金	164
賞与引当金	1,988
ポイント引当金	349
株式報酬引当金	68
その他	1,789
固定負債	77,650
転換社債型新株予約権付社債	50,000
長期借入金	27,650
負債合計	97,998
(純資産の部)	
株主資本	66,714
資本金	47,349
資本剰余金	47,327
資本準備金	47,327
その他資本剰余金	0
利益剰余金	△27,961
その他利益剰余金	△27,961
繰越利益剰余金	△27,961
自己株式	△0
評価・換算差額等	527
繰延ヘッジ損益	527
新株予約権	943
純資産合計	68,186
負債純資産合計	166,185

14. 損益計算書

(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		107,891
売上原価		15,596
売上総利益		92,295
販売費及び一般管理費		69,683
営業利益		22,611
営業外収益		
受取利息	47	
為替差益	112	
関係会社業務受託料	27	
その他	20	208
営業外費用		
支払利息	140	
その他	39	180
経常利益		22,639
特別利益		
投資有価証券売却益	199	
抱合せ株式消滅差益	206	
新株予約権戻入益	1	407
特別損失		
減損損失	381	
関係会社株式評価損	7,370	
解約違約金	438	
その他	13	8,204
税引前当期純利益		14,843
法人税、住民税及び事業税	5,388	
法人税等調整額	△321	5,067
当期純利益		9,775

15. 株主資本等変動計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	46,052	46,031	0	46,031	△37,736	△37,736
当期変動額						
新株の発行	1,296	1,296		1,296		
当期純利益					9,775	9,775
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1,296	1,296	-	1,296	9,775	9,775
当期末残高	47,349	47,327	0	47,327	△27,961	△27,961

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	54,346	158	158	1,092	55,596
当期変動額						
新株の発行		2,593				2,593
当期純利益		9,775				9,775
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			369	369	△148	220
当期変動額合計	△0	12,368	369	369	△148	12,589
当期末残高	△0	66,714	527	527	943	68,186

16. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた取引手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じ配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建支払債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債務の先物為替予約取引を行い、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によってヘッジの有効性を評価しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「敷金」は846百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「投資有価証券評価損」は13百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,597百万円

2. 保証債務

以下の会社の金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対して、債務保証を行っております。

株式会社メルペイ 87,664百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 21,081百万円

短期金銭債務 4,248百万円

4. 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業費用 18,824百万円

営業取引以外の取引による取引高 85百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 196株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	30,302百万円
減価償却超過額	894
未払費用	479
賞与引当金	445
新株予約権	283
投資有価証券評価損	209
ポイント引当金	177
未払事業税	127
その他	161
繰延税金資産小計	33,082
評価性引当額	△30,533
繰延税金資産合計	2,548
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△232
繰延税金負債合計	△232
繰延税金資産の純額	2,315

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社メルペイ	所有 直接100.0	業務の委託 役員の兼任 資金の援助	業務の委託(注1)	13,024	未払金	2,333
				資金の貸付	15,000	関係会社 長期貸付金	15,000
				利息の受取(注2)	35	未収入金	6
				債務保証(注3)	87,664	-	-
子会社	株式会社鹿島アント ラーズ・エフ・シー	所有 直接71.2	役員の兼任 広告取引 資金の援助	資金の返済	200	短期貸付金	1,600
				利息の受取(注2)	7		
子会社	株式会社メルコイン	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の援助	出資	2,340	-	-

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

3. 債務保証については、主に同社の資金決済法に基づく金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山田 進太郎	(被所有) 直接23.87	当社取締役	新株予約権の行使 (注1)	190	-	-
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.77	当社取締役	新株予約権の行使 (注2)	11	-	-

(注) 1. 2017年6月22日付の取締役会決議及び2020年9月25日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	410円29銭
2. 1株当たり当期純利益	59円89銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	57円38銭

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告

17. 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月19日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中計士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メルカリの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

18. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月19日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松浦康雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田中計士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メルカリの2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

19. 監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月19日

株式会社メルカリ 監査委員会

監査委員 角 田 大 憲 ㊟

常勤監査委員 福 島 史 之 ㊟

常勤監査委員 栃 木 真 由 美 ㊟

(注) 監査委員 角田大憲及び福島史之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上